

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)……………

告示

●東京都告示第千二百二二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 検査地域 港区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)(ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用する事業所を除く。)
- 三 検査期日 平成二十三年九月九日から同年十月十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百三三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 組合の名称 京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十三年三月八日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区 大田区蒲田四丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 大田区蒲田四丁目五番九号
- 五 変更の内容 変更の年月日
- 六 定款の変更の認可の年月日 平成二十三年八月九日

●東京都告示第千二百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十三 東大和市高木 延長
 第一項第五号 年七月二十 二丁目百六十 一三・一三
 の規定による 二日 番一の一部 幅員
 道路 〇・八四
 〇・八八

●東京都告示第千二百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

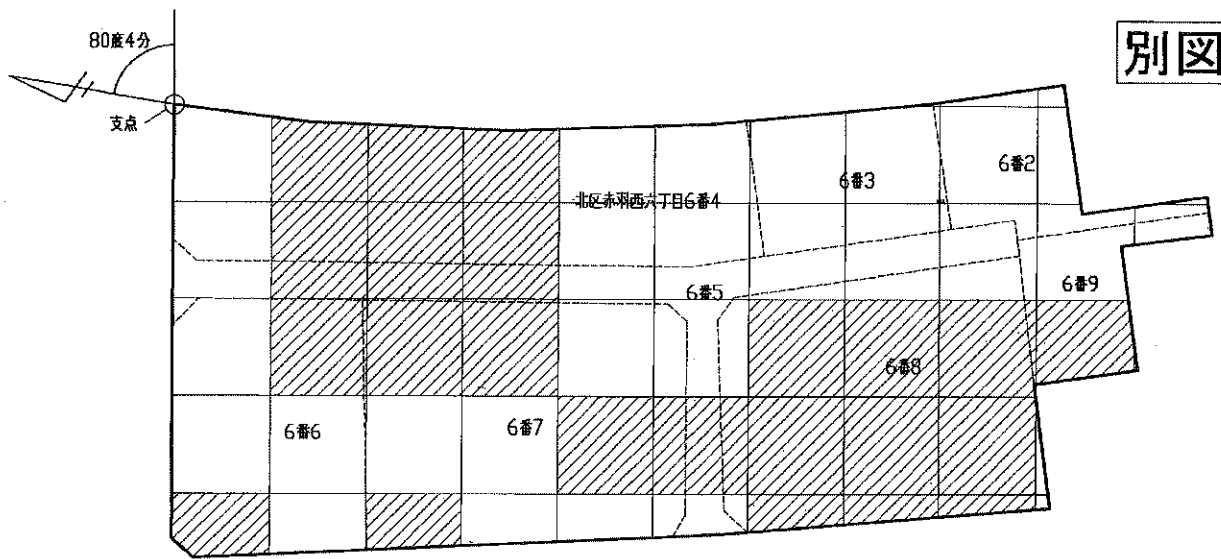
平成二十三年八月九日

東京都知事 石原 慎太郎

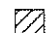
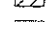
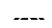
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区赤羽西六
 丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 単位区画境界
-  : 筆境界

【支点】

支点は、北区赤羽西六丁目6番4の最北端とする。

【格子の回転角度：80度4分】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格
 子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…
- 旅館業法施行条例による施設の指定取消し……（福祉保健局健康安全部環境衛生課）…
- 旅館業法施行条例による施設の指定……（同）…
- 都道の保全立体区域指定……（建設局道路管理部路政課）…

告示

●東京都告示第二百七十六号
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十四年一月十三日から同月三十一日まで

●東京都告示第二百七十七号

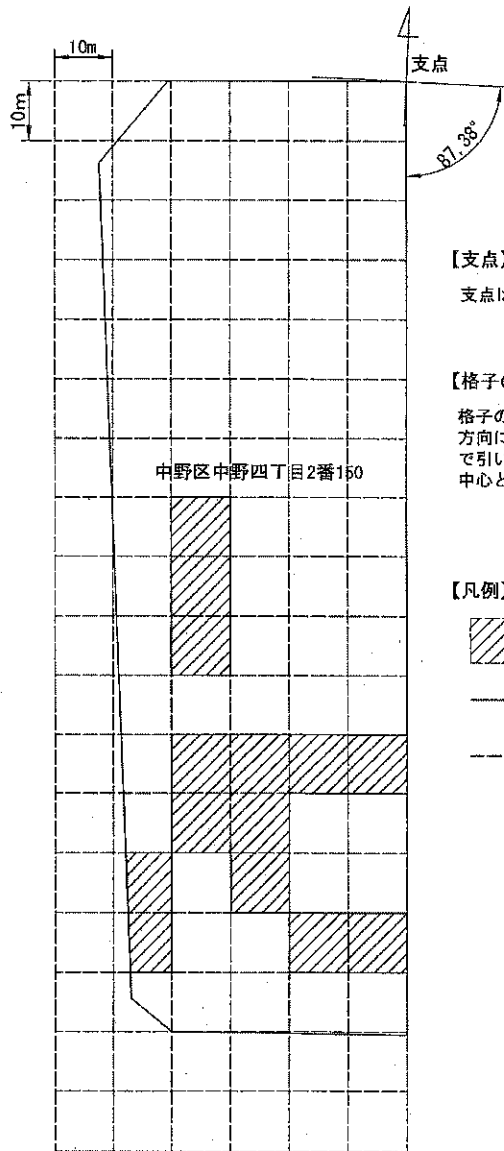
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第四百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区中野四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図





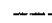
【支点】

支点は、中野区中野四丁目2番150の最北端とする。

【格子の回転角度：87.38°】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  指定を解除する区域
-  筆界
-  単位区画

●東京都告示第二百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第二百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

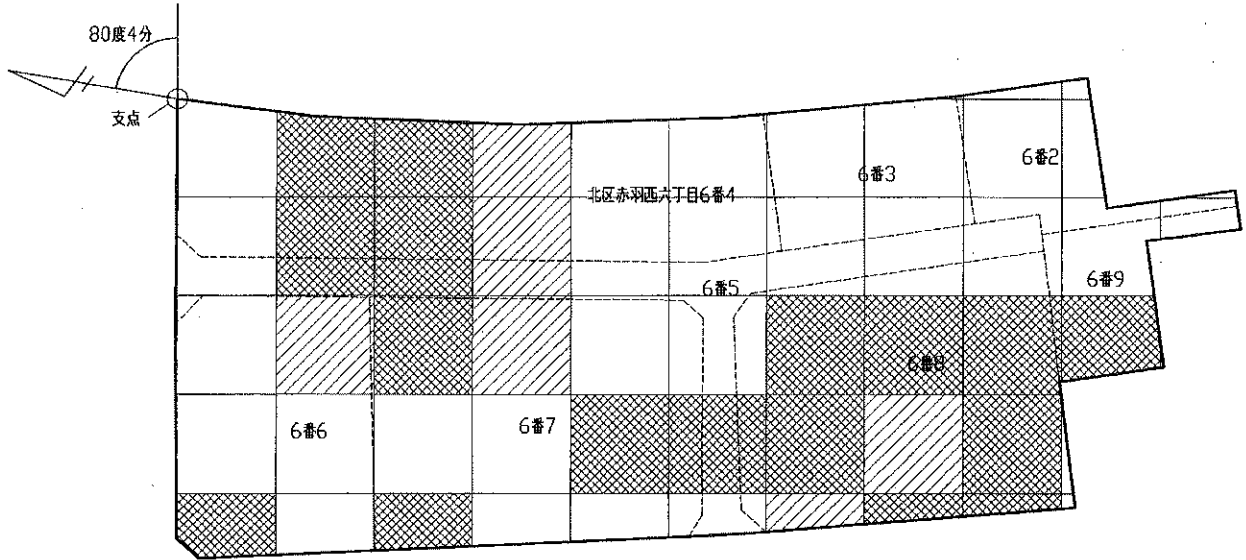
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽西六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 形質変更時要届出区域
 - : 指定を解除する区域
 - : 単位区画境界
 - : 筆境界

【支点】
 支点は、北区赤羽西六丁目6番4の最北端とする。
 【格子の回転角度：80度4分】
 格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十九号

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）第二条第一項第三号に規定する施設として指定した次の施設の指定を取り消す。

平成二十四年二月二十八日

東京都知事 石原 慎太郎

江東区

東京都立木場公園 江東区三好四丁目、平野四丁目、木場四丁目、木場五丁目及び東陽六丁目

●東京都告示第二百八十号

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）第二条第一項第三号に規定する施設を次のように指定する。

平成二十四年二月二十八日

東京都知事 石原 慎太郎

江東区

東京都立木場公園 江東区三好四丁目、平野四丁目、木場四丁目及び木場五丁目
 江東区立旧中川水 同 区亀戸八丁目二十五番先から大辺公園 高九丁目九番先まで

●東京都告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の十第一項の規定により、道路保全立体区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から起算し